

2021年2月18日

【室町時代の相国寺領荘園】

相国寺領荘園の終焉から太閤検地まで

相国寺史編纂室研究員 中井裕子

1、 応仁の乱後の荘園

(1) 応仁の乱による被害と荘園の返付

- ・東軍が相国寺に陣を敷いたため、相国寺僧は諸国へ避難。
応仁元年（1467）10月3日、相国寺が兵火により焼失。
→荘園を管理したり、年貢を受け取ったりできず。
- ・鹿苑寺・真如寺は戦火を免れるが荒廃。『宣胤卿記』文明12年（1480）2月24日条
直接戦乱に巻き込まれなかった寺社も、荘園の年貢が回収できず。
荘園の年貢が軍勢の兵糧米に流用されたため。

文明年間（1469-86）の半ば、都市部の戦乱が落ち着く。

- ・文明7年（1475）10月、相国寺領河内国玉櫛庄が返付される。《史料1》
- ・文明9年（1477）12月19日、足利義政が普広院領諸国所々を返付。《史料2》
普広院側が提出した目録（普広院の荘園名一覧）を基に、それらの荘園の返付を足利義政が命じた。

その他の相国寺領や、鹿苑院・鹿王院・東寺・石清水八幡宮などにも室町幕府が荘園の返付を命じている。

→荘園を元の持ち主に返し、荘園制を維持しようというのが幕府の方針。

(2) 元に戻らない荘園経営

《史料3》『蔭涼軒日録』延徳2年（1489）正月23日条

延徳2年正月7日、足利義政没。

蔭涼職の亀泉集証が相国寺の現状について次期將軍（足利義材）の父義視と会話する。

亀泉集証の発言

- ・諸五山のなかでも相国寺は一番の廃壊で、堂舎は仮法堂だけ。
- ・寺産は東国・西国など諸国に40ヶ所ばかりあるが、応仁の乱後、当知行の場所は7,8ヶ所ばかり。そのほかは不知行。
当知行…所有している荘園を実際に支配できている状態。
不知行…所有している荘園から年貢を回収できず、支配できなくなった状態。

40箇所あった荘園のうち、7,8箇所しか機能していない。

応仁の乱以降、相国寺は大きなダメージを受けたままであった。

幕府が荘園を元の領主に返すよう命じたにも関わらず、荘園の収取体系が回復せず。
なぜか？

(前回の話) 室町幕府と在京守護が連携して地方政治を行う「幕府一守護体制」のもとで、
安定した荘園経営が可能となった。

応仁・文明の乱の経緯。

在京している守護大名が東軍・西軍に分かれて戦う。

しだいに地方に戦乱が広がる。

守護が次々と帰国したことで応仁・文明の乱が集結。

将軍家が守護を制御することで、守護在京が成り立っていたが、将軍家は、勝手に領国に
帰った守護を討伐する力なし。

幕府と在京守護が連携して地方政治を行う体制が崩壊。

それによって護られていた室町荘園制も機能不全に陥る。

(3) 更なる減収

(史料4) 『鹿苑日録』明応8年(1499)9月18・19日条
9/18、相国寺住持と維那が相国寺方丈から私寮に帰った。

その結果、相国寺の行事が退転してしまった。

維那…寺僧を管理・監督する役職。

原因：住持には粥飯がない。維那には諸経費が支給されない。

→相国寺常住の資金不足。

相国寺の資金が不足した原因について、鹿苑院主の景徐周麟が分析。

・山城国寺田庄…摂津・河内国に陣する敵の手中に入る。

明応2年(1493)の明応の政変(十代将軍足利義材が失脚)以後、十一代将軍足利義高
(後の義澄)・細川政元が政権をとる。

→将軍家は足利義尹(義材・後の義植)と足利義高で対立。

明応8年7月、越前に逼塞していた足利義尹が京を目指して攻め上る。

摂津・河内には義尹に味方する畠山尚順が勢力をもつ。

→寺田庄は足利義尹方の畠山尚順の支配下に入ったため、年貢が回収できない。

・丹波国上林庄…細川政元の陪臣が奪う。

・美作国富庄…大河原氏が奪う。大河原氏は美作守護赤松氏の被官。

明応2年7月10日、相国寺が富美庄代官職に大河原三郎を補任(『蔭涼軒日録』)。

代官…荘官の下で荘園管理などの職務を代行。

大河原氏は元代官。別の人が代官に任命され、それに納得できない大河原が年貢を押領
したか。

- ・備中国大井庄…下代官の石川氏が現地に入れず。
- 在地で力を蓄えた守護大名の家臣等が、戦乱に乗じて荘園の年貢を奪っている。
荘園からの年貢が納められなくなったため、相国寺運営費が不足。
住持や僧・職員は必要経費がもらえず、行事が滞った。

《史料5》永正3年(1506)2月、「普広院領不知行目録」
→1500年前後、応仁の乱後も知行できていた相国寺領も塔頭領も不知行となり、一層困窮。
なぜ、この時期に不知行化が進んだのか？

- 明応の政変以後、將軍家が現職の足利義高と前將軍の足利義尹で対立。
- 明応8年、義尹が上洛を試みて畿内が戦乱に。
- 文亀年間(1501-04)將軍義高と細川政元が対立。
- 永正4年(1507)6月、細川政元が被官人の香西元長・薬師寺長忠に殺害される。
- この時期は、政治的に混迷。
將軍を中心とする秩序が更に乱れ、守護や守護の家臣を統制できず。
荘園年貢の押領が激しくなる。

荘園からの年貢が激減した状況に、相国寺はどう対応したのか？

- 《史料4》^{きんけいぼんたく}金溪梵鐸が資金不足を乗り切る方法を提案。
 - ・住持は私寮に住んだままで、行事を行う。
 - ・行事は1日と15日の上堂のみにする。
 - ・維那は輪番で務める。
- 収入を増やす目途がたたないため、少ない資金でどう運営していくかを考える。
住持や維那などの負担を少なくして、行事が続けられるよう工夫をした。

(4) 荘園の回復

- 天文年間(1532-1555)前半は、比較的安定した時期。
- 十二代將軍足利義晴(義澄の子)と細川晴元が連携。
- 天文3年(1534)、將軍義晴、細川晴元が入洛。細川晴元政權
当知行安堵の方針
細川晴元政權は、京都を押さえるにあたり寺社等の協力をうけたので、寺社に妥協的。
領地の回復を認める。(池亭)^{いけすずむ}
晴元の被官が畿内荘園の代官請を行う。荘園制に寄生する存在。(今谷明)

天文年間の相国寺領荘園(『鹿苑日録』による)

- ・山城国寺田庄
天文6年(1537)12月7日、寺田庄から米15石が納められ、住持以下に支給される。

同月 13 日、寺田庄より米 80 石・麦 20 石・料足 10 貫が納められる。

同月 17 日、細川晴元が相国寺に「寺田下代官の三好越後を替えないように」と伝える。

→細川晴元の家臣が下代官をして、年貢が順調に相国寺に納められている。

荘園が機能している。

・丹波国上林庄吉忠番

天文 7 年 11 月 28 日、相国寺が吉忠番の代官に仁木右馬頭を任命する。仁木氏は 35 貫を納める契約で請け負い、補任の礼銭として 1000 疋(10 貫)を相国寺に納める。

天文 8 年 3 月 27 日、細川晴元被官の大志万筑前守が代官職補任をめぐって幕府に訴える。

(「披露事記録」、『室町幕府引付史料集成』上、P132)

→相国寺が任命した仁木右馬頭と、細川晴元の家臣大志万筑前守が代官職を希望。

代官の希望者が多いと良い請負条件での契約が可能。

・美作国富美庄

天文 7 年 4 月 5 日、鹿苑院主梅叔法霖^{いしゆくほうりん}が出雲の海蔵寺にいる惟高妙安^{いこうみょうあん}を介して、尼子詮久^{あきひさ}(後の晴久)に鹿苑院領美作国英多栖原^{あいでからばら}・相国寺領富美庄の正常化を依頼。

尼子は英多栖原を返付。播磨国広岡(普広院領)を安堵。

→美作国は幕府政治に参画していない尼子氏の領国。

荘園のある国を支配している大名と直接交渉する。

その際、大名の領国にある末寺の僧が窓口となり尽力している。

富美庄は不知行か。鹿苑院領・普広院領は回復。

・備中国大井庄…鹿苑院主梅叔法霖が天文 6 年・天文 12 年の正月に大井庄から礼銭を受け取る。

→知行できている状態。

★細川氏の領国である山城国・丹波国の荘園は、幕府の当知行安堵の政策により回復。

幕政に参加していない大名の領国にある荘園は、直接交渉により回復。

戦国時代、荘園が一気に廃れたのではなく、畿内近国の政権が安定化すると、ある程度の荘園は機能を取り戻し、政権が崩壊すると荘園が廃れることが繰り返された。

2、織田信長と相国寺

(1) 信長の寄宿

天正 2 年(1574) 3 月 24 日、織田信長が相国寺で御茶会を催す。(「今井宗久茶湯書抜」・「津田宗及茶湯日記」〈『大日本史料』10-21、P222〉)

茶会が相国寺で行われた理由…信長が相国寺を定宿にしていたため。

河内将芳^{かわうちまさよし}『宿所の変遷からみる信長と京都』

永禄 12 年(1569) から天正元年(1573) 信長は主に妙覚寺に寄宿。

天正 2 年(1574) から天正 3 年 7 月 相国寺に寄宿。

・仁如集堯『鏤氷集』

祝聖 天正二年甲戌正旦

(中略)

結座 于時織田信長追出大衆、作陣所故、有嘆息之話、
→織田信長が相国寺僧を追い出して、相国寺を陣所とした。

・堺南宗寺の僧・笑嶺宗訥書状(聚光院文書／『大日本史料』10編-21、P192)

信長去月廿日比上洛、相国寺を城に構えられ、諸塔頭悉く居取り候由候、其の身は太政大臣の官位に上られ、禁中守護仕るべく候由候、

→信長が相国寺主要伽藍だけでなく、塔頭もすべて占領した。

相国寺に寄宿した理由…禁中守護が関連。

元龜4年(1573)7月に將軍足利義昭が没落したため。

相国寺が内裏に近い場所だったため、禁裏守護に好都合。(河内)

天正4年(1576)、信長は本拠地を岐阜から安土に移す。

京都に自らの屋敷を構える。

二条晴良の屋敷	報恩寺(浄土宗)	鹿苑院
↓(烏丸御池付近)	↓	↓
信長の屋敷	二条晴良が移る	報恩寺が移転

《史料6》村井貞勝書下

織田信長の命令で、報恩寺に鹿苑院敷地が与えられる。鹿苑院には替地が与えられず。

同年7月、報恩寺が相国寺内で懺法講を行う。(『言継卿記』天正4年7月21・25日条)

(天正13年(1585)3月に報恩寺が百々橋に移転。鹿苑院敷地が相国寺に返付。)

(2) 信長の所領政策

当知行安堵政策を引き継ぐ。(室町幕府と同じ方針)

信長は朝廷とそれを支える公家を重んじる政策を採る。

天皇を頂点にして秩序を維持しようとした。

そのため、天皇や朝廷を支える廷臣の経済的基盤をしっかりとさせる必要あり。

天正3年(1575)3月、公家に対して米を分配。

徳政令を出し、公家・門跡の旧領・不知行地・活却地を取り戻させようとする。

→新主側が抵抗。徳政令では限界がある。

天正3年11月、公家・門跡に新たな所領を給付。

新地給付の信長朱印状が約40通。大覚寺、青蓮院、宝鏡寺など。→門跡寺院のみ。

朝廷の経済的基盤を支えるために、朝廷の廷臣である門跡の寺院を支援した。

その他の寺院は、支援の対象ではなかった。

信長の時代は相国寺にとって非常に厳しい時代であった。

3、豊臣秀吉の所領政策

(1) 秀吉政権初期の所領政策

天正10年(1582)6月2日 本能寺の変。

6月27日 清洲会議。秀吉が山城国を領有。

秀吉が寺社・公家に対し^{きしだし}指出を命じる。

指出…領主に所領の場所・面積・収穫高などを自己申告させる。

秀吉政権の初期は織田政権の当知行安堵政策を継承。

(2) 天正十三年検地

天正13年(1585)5月13日 秀吉が公家・寺社に対して「当知行分」指出の提出を命令。

このとき、公家も寺社も不知知行分目録をあわせて作成。

9月 検地奉行が実際に検地を実施し始める。

公家・寺社から提出された指出と照合。

散在地は別の場所にまとめて給付して整理。

10月21日 秀吉朱印状で所領確定。

《史料7》宝厳院領指出と《史料8》秀吉朱印状

何か所にも分かれて所領を所持(散在地)。それを一箇所にまとめる。

→それまでの所領と全く異なる土地を与えられる。

天龍寺の場合、当知行していたのと同じ石高を所替えて与えられる。(伊藤真昭)

相国寺の場合、天正十三年検地以前の所領と検地後の所領で共通する地名が全くなし。

→天龍寺と同様、所替えて所領を与えられた。

「寄附」：秀吉が寺領を安堵したのではなく、給付したというスタンス。

→「当知行地」を認めるというこれまでのやり方と異なる。

当知行安堵を基本とする信長以前の所領政策から大きな変更がみられる。

(3) 天正十七年検地

天正17年(1589)10~11月、検地。天正13年より広範囲で実施される。

伏見・八幡・^{やまのうち}山内・洛中で行われる。(山内・洛中は再検地)(『鹿苑日録』)

10/21、伏見の検地。徹底した厳しい検地。

11/17、相国寺屋敷・菜園等もすべて検地。西笑承^{じょうたい}兌の感想「法門の凋零、嘆くばかり」

西笑や五山の住持が京都所司代前田玄以を訪れ、免除を願う。

11/26、五山など36ヶ寺の境内門前は、検地免除に。「諸寺社歓悦はこれに過ぎず。」

12/5、相国寺門前境内の^{じしせん}地子銭免許の御朱印が出る。

《史料9》天正17年11月13日「相国寺領目録」相国寺文書

天正17年の検地にあたって、秀吉が指出を提出するよう寺側に求め、それに応じて、相国

寺が書いて提出したもの。

① 相国寺領水帳請け取り申す分

天正十三年検地で調査し、石高が確定し、検地帳が出された分。

洛中やその周辺。「丹波」とあるのは、丹波国の領地。

② 替地を申請したき分

屋敷地などになってしまったため、相国寺側が別の土地に替えてほしいと申請。

③ 先年御検地なく、当年御検地を仰せつけられた分

先年（天正 13 年）に検地していなくて、今年（天正 17 年）に初めて検地をする分。郊外の地。

天正十七年検地の結果

『鹿苑日録』天正 17 年 12 月 10 日条

当寺領 11ヶ郷八幡・白川等について、今度指出があつたが替地は下されない。寺社本所分は 1000 石余ある。当寺領もまた 100 石余が御勘落だ。いよいよもって凋零の基だ。

→《史料 9》の③「当年御検地を仰せつけられた分」の所領は 100 石余。＝没収

天正十七年検地は十三年検地より、さらに厳しいもの。境内門前の地は減らされずに済んだものの、豊臣政権に京都郊外の地を召し上げられた。

（4）太閤検地の意味

秀吉の所領政策とは？

池享^{いけすすむ}「荘園の消滅と太閤検地」

太閤検地の意義は、全国の支配層（武家領主・公家・寺社）を石高制的知行体系の中に編成すること。

秀吉は天正 13 年 9 月に中国征服する意図を明らかにする。（朝鮮出兵）

「100 石につき 4 人の軍役」知行石高に基づき軍役を負担させる。

→石高制的知行は基本的に武家領主への軍事動員体制の基盤。

軍事動員基盤である石高制的知行が公家・寺社領にも適用される。

それぞれの職能に基づき公家・寺社に職能を全うさせる。その義務を果たさせるための経済基盤を豊臣政権が与える。

→公家・寺社領は豊臣政権の石高制的知行体系に一斉に編入。

当知行主義から石高制的知行に移行。

当知行主義…領有の根拠として荘園領主権を否定せず。

石高制的知行…秀吉が知行を宛がうとともに職能を義務付け。義務を怠れば没収権を行使。

→荘園が消滅。

《参考文献》

- 荘園史研究会編『荘園史研究ハンドブック』（東京堂出版、2013年）
- 池享「荘園の消滅と太閤検地」（『講座日本荘園史』4、吉川弘文館、1999年）
- 池享『戦国大名と一揆』（吉川弘文館、2009年）
- 池上裕子『織田信長』（吉川弘文館、2012年）
- 伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』（法蔵館、2003年）
- 今谷明「京兆専制」（『室町幕府解体過程の研究』、岩波書店、1985年）
- 今谷明『戦国期の室町幕府』（講談社、2006年）
- 金子拓『織田信長〈天下人〉の実像』（講談社、2014年）
- 河内将芳『宿所の変遷からみる 信長と京都』（淡交社、2018年）
- 下村信博「公家・寺社領と天正十三年検地」（本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』、吉川弘文館、1999年）
- 下村信博『戦国・織豊期の徳政』（吉川弘文館、1996年）
- 中野等『太閤検地—秀吉が目指した国のかたち』（中央公論新社、2019年）
- 福島克彦『畿内・近国の戦国合戦』（『戦争の日本史』11、吉川弘文館、2009年）
- 山田康弘『足利義植』（戎光祥出版、2016年）

《史料一》〔大乘院寺社雜事記〕 文明七年十月二十四日条

〔增補統史料大成〕、六卷、一六八頁〕

廿四日、(中略)

一定寬春行房、前供目代、河内国玉クシ庄室町殿御領為御代官、此大乱以後より

知行、上分三百貫此内百貫春日御師二給之、進之、其余者為代官得分拜領了、然而

本主相国寺二被返付之間、春行被退之了、千石千貫領本、關白殿、

也、(後略)

《史料二》〔足利義政御判御教書〕 普広院文書

普広院領諸国所々目錄在別紙、事、所令還補也、早如元全領知、可被專寺家

再興之状如件、

文明九年十二月十九日

住持

准三宮(花押)

《史料三》〔蔭涼軒日録〕 延徳二年正月二十三日条

〔增補統史料大成〕、四卷、二二頁〕

廿三日、(中略) 大御所(中略) 又曰、乱後諸五山皆廢壞否、愚二云、

皆廢壞、就中相国寺第一之廢壞也、殿堂幾有之、答曰、仮法堂一字

有之、仏殿亦用之、寺産有幾、答曰、四十ヶ所許、在何国乎、東国

西国諸国_{久世郡}有之、当国_{久世郡}有之乎、寺田庄云者有之、乱後当知行之在所才

七八ヶ所許有之、自余者皆不知行也、太御歎息色有之、(後略)

《史料四》〔鹿苑日録〕 明心八年九月条

〔鹿苑日録〕 第一卷、一三九頁〕

十八日、(中略) 堂司行者来告曰、長老歸寮、維那亦然、今早行事退

転、太不可也、予召侍真曰、長老居寮、雖然行事退転、恐有官家之

責乎、維那無支用、故歸寮、雖然支用可任常住之有無、維那正月可

解職、然則豈欠行事哉、他日官有責、則長老・維那不可也、堂司行

者曰、行力過十箇月而無陪堂、雖然不欠寺用也、今住持・維那依無

煩費以欠行事、甚不可乎、予曰、此言可慙矣、(後略)

十九、心牧和尚・哲叟西堂・集龍西堂・惟白西堂見来、仍曰、長

老由無粥飯、而暫居于私寮、或五日十日赴大悲院、於方丈、則置於

侍衣以守之、是乃莫奈之何、維那由無仏餉燈燭之支下以退、一旦所

言者雖有其故、諸支下之事則一向可欠之、至来正月可勤其職、以見

致行事祈禱、則為維那尤可也、方今相国欠行事、則可必達于公府也、

必有風言乎、西堂各曰、雖一人可以弁行事也、幸有知客、豈可欠哉、

維那亦勤其職則可也、東堂・西堂可諫焉、請当院亦可言之、予則諾

矣、又曰、当寺莊園寺田入敵之手中、庄介于撰州・河州之陣、代

官豈可納年貢哉、丹上林一所者細川氏陪臣奪之、富庄由乱邦大河原

奪之、備之大井則下之代官石川未入其地、寺危哉、如何、心牧曰、

住持則一節々々自私寮而号住持、或逢于行事、或作且望上堂耳、維

那亦輪番勤之則可也、(後略)

《史料五》〔普広院領不知行在所目録〕 普広院文書

普広院領内

当 御代（足利義澄） 不知行在所之事、
一 遠江国河勾庄（長下郡）（自明応六年丁巳歳／今川総州（氏親）押領、）

一 丹波国八木志万（船井郡）（自明応七年戊午歳／細川（政元）殿被官一宮式部少輔押領、）

一 播磨国菅生庄（飾西郡）（自文龜三年癸亥歳／赤松（義村）殿被官堀藤次押領、）

一 六条東洞院屋地子（近年／細川殿被官香西又六（元長）半濟押領）
一 柳原当院（普広院） 西門前屋地内（近年太田押領／細川殿被官

豊田出雲押領、）

右

永正三年二月 日

《史料六》〔村井貞勝書下〕 報恩寺文書

〔補訂 織田信長文書の研究〕 補遺、一七九頁

鹿苑院敷地之事、為今度報恩寺替地、
（織田信長）
上様被仰下之上者、境内無相違可被進退者也、仍折紙如件、

天正四

村井長門守

卯月十日

貞勝（花押）

報恩寺 役者中

《史料七》〔宝厳院領指出〕 天龍寺文書

〔天龍寺文書の研究〕 三二一六頁

天龍寺塔頭永泰院之内宝厳院領指出之事

壹石五斗三升 （葛野郡）

九斗 （葛野郡）

四斗五升六合 （葛野郡）

壹石式斗一升八合 （葛野郡）

六斗 （徳）

四斗六升四合 （葛野郡）

六斗六升 （葛野郡）

九斗 （葛野郡）

七石一斗九升七合 （葛野郡）

一石六斗五升 （愛宕郡）

九斗 （愛宕郡）

一石二斗 （葛野郡）

七石三斗一升 （西岡）

五石八斗九升 （山田之内）

三石二斗四升 （相楽郡）

并参拾三石壹斗壹升五合 （下京屋地子）

《史料八》〔豊臣秀吉朱印状〕天龍寺文書

〔天龍寺文書の研究〕三三三頁

〔包紙ウ八巻〕
〔豊国太閤様御朱印〕
〔豊臣秀吉〕〔細川忠興〕
当院中興三齋始頂戴

〔貼紙〕
〔天龍寺末寺〕
〔宝蔵院〕

〔愛宕郡〕
城州田中内參拾壹石事、令寄附之訖、全可寺納候也、

天正十三
十一月廿一日 〔豊臣秀吉〕〔朱印〕

宝蔵院

《史料九》〔相国寺領目録〕相国寺文書

〔西笑和尚文案〕二八〇頁

〔端裏書〕
相国寺領目録

相国寺領水帳請取申分

一 參百石

一 四百八拾四石六斗四升

一 四拾五石五斗

一 貳百卅四石九斗九升

一 拾壹石貳升五合

以上千七拾六石壹斗五升五合

替地申請度分

一 七拾九石六斗參升

一 拾石五斗五升

〔葛野郡〕
〔西京〕
〔愛宕郡〕
千本口

一 八石九斗貳升

一 七石四斗九升壹合

一 拾七石四斗七升五合

〇 一 九拾九石七斗六升五合

以上貳百廿參石八斗參升壹合

〔紙繼目〕

合千參百石

右之外先年無御檢地、当年御檢地被仰付分所々

一 四拾貳石八斗貳升

一 拾六石六斗五升三合

一 七石九斗八升

一 六石五斗

一 拾石壹斗五升

一 拾石九升

一 六石七斗

以上百石八斗九升三合

都合千四百石八斗九升三合

天正十七年 十一月十三日

浅野彈正少弼殿

民部卿法印

頂妙寺屋敷分

猪熊通 去年屋敷ニ成申候分

同 当年屋敷ニ成申候分

三本木町人屋敷分

〔宇治郡〕
醍醐

〔同郡〕
山科

〔同郡〕
五ヶ庄

〔同郡〕
木幡

〔同郡〕
大鳳寺

〔久世郡〕
白川

〔綴喜郡〕
八幡

〔集桐〕〔花押〕
維那

〔前田氏以〕